参考資料1

医道審議会医師分科会医学生共用試験部会の設置について

1. 設置の趣旨

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)により、医師法(昭和23年法律第201号)の一部が改正され、医師法第17条の2第1項において、大学において医学を専攻する学生であって、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業(政令で定めるものを除く。)をすることができることとされた。また、改正後の医師法では、第17条の2第2項において、厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならないとされている。

このため、医道審議会医師分科会に、大学において医学を専攻する学生であって、当該 学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価す るために大学が共用する試験に関する厚生労働省令の制定又は改正に係る事項や共用試験 を行うに当たり必要な事項等について審議いただく医学生共用試験部会を設置する。

2. 審議事項

医師法第 17 条の 2 第 2 項に基づく厚生労働省令の制定又は改正に関する事項及び共用 試験を行うに当たり必要な事項等に関すること。

3. 部会委員及び運営

- (1)部会の委員は別紙の通り。
- (2)部会は、原則公開とする。

医道審議会医師分科会医学生共用試験部会 委員名簿

氏名 所属・役職

天野 **慎介** 一般社団法人全国がん患者団体連合会理事長

。。。。。 岸 美紀子 群馬大学大学院医学系研究科医学教育センター准教授

小西 靖彦 一般社団法人日本医学教育学会理事長

なとう しんや 佐藤 慎哉 山形大学医学部附属病院長

清水 貴子 社会福祉法人聖隷福祉事業団顧問

瀬尾 宏美 高知大学総合診療部教授

なかや はるあき 中谷 晴昭 千葉大学理事・副学長

羽鳥 裕 公益社団法人日本医師会常任理事

ネャち ゆ か 宮地 由佳 京都大学医学部非常勤講師

ゅぎゎ ゅ セ セ ឆ 湯澤 由紀夫 藤田医科大学学長・統括病院長

(五十音順)